

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日には、その翌日)

鳥取県告示第三百六十八号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定に基づき、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があったので、同条第四項の規定により告示する。

平成十一年五月二十八日

鳥取県知事 片 山 善 博

家畜伝染病の種類	家畜の種類	区分	頭数	発生場所	発生年月日
ヨーネ病	牛				
	患畜				
	一				
	高一七〇八一三〇	東伯郡閏金町大字明			
		日			平成十一年五月二十四

鳥取県告示第三百六十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり稻光井手土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十一年五月二十八日

鳥取県知事 片 山 善 博

退任した役員の氏名及び住所

理事 牧 美敏 西伯郡大山町平三一〇
角田 豊 西伯郡大山町神原一七三

高虫 煙雄	西伯郡大山町中高二六
岡田 輝伸	西伯郡大山町神原二二九一
山根 哲郎	西伯郡大山町唐王六四四
瀬尾 正	西伯郡大山町野田一六
河本 實	西伯郡大山町清原一三六
本多 明	西伯郡大山町稻光八六
高見 盛隆	西伯郡大山町稻光五一一
福見 和正	西伯郡大山町上万五
諸遊 皎	西伯郡大山町上万五九四
山内 正一	西伯郡大山町妻木六八二
田中 重昭	西伯郡大山町莊田六四二
田中 重昭	西伯郡大山町妻木五一三
畠中 尚之	西伯郡大山町唐王七一七一
平成八年四月十九日退任	平成九年五月四日退任
監事 田中 博文	西伯郡大山町妻木五六一
監事 田中 博文	西伯郡大山町妻木五一一
畠中 尚之	西伯郡大山町妻木六八二
田中 重昭	西伯郡大山町莊田六四二
山内 正一	西伯郡大山町妻木六八二
田中 重昭	西伯郡大山町莊田六四二
高見 盛隆	西伯郡大山町稻光五一一
山根 敏朗	西伯郡大山町稻光七六
田中 重昭	西伯郡大山町莊田六四二
平成九年五月五日就任 任期四年	平成九年五月五日就任 任期四年

就任した役員の氏名及び住所

理事 渡邊 潔	西伯郡大山町平二七七
角田 豊	西伯郡大山町中高二三
金田 導和	西伯郡大山町中高二三
片山 敏明	西伯郡大山町清原一四九
小原 敏裕	西伯郡大山町唐王六八九
岡田 輝伸	西伯郡大山町神原二二九一
大江 清司	西伯郡大山町野田四〇一
福見 信昭	西伯郡大山町上万八八七
山根 秀之	西伯郡大山町上万七四三

鳥取県告示第三百七十号
次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第一百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十条の規定により告示する。

平成十一年五月二十八日

鳥取県知事 片 山 善 博

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

別表の上欄に掲げる告示で定めるとおりとする。

二 変更後の指定施業要件

別表の上欄に掲げる告示で定める指定施業要件中同表の中欄に掲げる字句をそれぞれ同表の下欄に掲げる字句に改めるものとする。

別表

昭和五十八年二月十五日付農林水産省告示第百五十二号

倉吉地区森林計画	米子地域森林計画	当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画
----------	----------	--------------------------

昭和五十八年二月十六日付農林水産省告示百七十号	八頭地域森林計画
昭和五十八年二月二十三日付農林水産省告示第二百三十六号	倉吉地域森林計画
昭和五十八年三月十九日付農林水産省告示第三百八号	鳥取地域森林計画
昭和五十八年三月十九日付農林水産省告示第三百九号	八頭地域森林計画
昭和五十八年四月十六日付農林水産省告示第四百十七号	倉吉地域森林計画
昭和五十八年四月二十五日付農林水産省告示第五百号	米子地域森林計画
昭和五十八年四月二十七日付農林水産省告示第五百二十四号	日野地域森林計画
昭和五十八年六月九日付農林水産省告示第五百四十七号	倉吉地域森林計画
昭和五十八年六月三十日付農林水産省告示第五百四十八号	鳥取地域森林計画
昭和五十八年六月九日付農林水産省告示第八百五十八号	八頭地域森林計画
昭和五十八年六月二十一日付農林水産省告示第千十号	倉吉地域森林計画

昭和五十八年六月二十一日付農林水産省告示 第十九号	八頭地域森林計画	鳥取地域森林計画
昭和五十八年七月十二日付農林水産省告示第 千百六十九号	日野地域森林計画	倉吉地域森林計画
昭和五十八年七月十六日付農林水産省告示第 千百九十三号	八頭地域森林計画	倉吉地域森林計画
昭和五十八年七月十八日付農林水産省告示第 千百九十五号	日野地域森林計画	倉吉地域森林計画
昭和五十八年七月二十日付農林水産省告示第 千二百十六号	八頭地域森林計画	倉吉地域森林計画
昭和五十八年七月二十一日付農林水産省告示 第千二百三十七号	日野地域森林計画	倉吉地域森林計画
昭和五十八年七月二十三日付農林水産省告示 第千二百八十五号	日野地域森林計画	倉吉地域森林計画
昭和五十八年七月二十五日付農林水産省告示 第千二百八十三号	日野地域森林計画	倉吉地域森林計画
昭和五十八年七月二十五日付農林水産省告示 第千二百八十七号	八頭地域森林計画	倉吉地域森林計画
昭和五十八年八月一日付農林水産省告示第千 三百二十九号	八頭地域森林計画	倉吉地域森林計画
昭和五十八年八月一日付農林水産省告示第千 三百三十七号	八頭地域森林計画	倉吉地域森林計画
昭和五十八年八月一日付農林水産省告示第千 三百五十八号	八頭地域森林計画	倉吉地域森林計画
昭和五十八年八月五日付農林水産省告示第千 三百五十八号	八頭地域森林計画	倉吉地域森林計画

昭和五十八年八月六日付農林水産省告示第 三百六十一号	昭和五十八年八月六日付農林水産省告示第 三百七十五号	昭和五十八年八月六日付農林水産省告示第 三百七十八号	昭和五十八年八月十一日付農林水産省告示第 千四百十号	昭和五十八年八月十一日付農林水産省告示第 千四百五十号	昭和五十八年八月二十日付農林水産省告示第 千四百五十五号	昭和五十八年八月二十日付農林水産省告示第 千五百十六号	昭和五十八年十二月五日付農林水産省告示第 二千三百三十六号	昭和五十八年十二月五日付農林水産省告示第 二千三百三十六号	昭和五十九年一月十三日付農林水産省告示第 九十三号
昭和五十九年一月十七日付農林水産省告示第 第五百十一号	昭和五十九年一月二十八日付農林水産省告示 第五百十一号	昭和五十九年一月二十八日付農林水産省告示 第五百十一号	昭和五十九年一月二十八日付農林水産省告示 第五百十一号	昭和五十九年一月二十八日付農林水産省告示 第五百十一号	昭和五十九年一月二十八日付農林水産省告示 第五百十一号	昭和五十九年一月二十八日付農林水産省告示 第五百十一号	昭和五十九年一月二十八日付農林水産省告示 第五百十一号	昭和五十九年一月二十八日付農林水産省告示 第五百十一号	昭和五十九年一月二十八日付農林水産省告示 第五百十一号
五百四十七号	五百四十七号	五百四十七号	五百四十七号	五百四十七号	五百四十七号	五百四十七号	五百四十七号	五百四十七号	五百四十七号
米子地域森林計画	日野地域森林計画	倉吉地域森林計画	八頭地域森林計画	鳥取地域森林計画	八頭地域森林計画	鳥取地域森林計画	八頭地域森林計画	倉吉地域森林計画	八頭地域森林計画

昭和六十一年七月九日付農林水産省告示第千四十七号	鳥取地域森林計画
昭和六十一年七月二十一日付農林水産省告示第千百二十九号	倉吉地域森林計画
昭和六十一年七月二十八日付農林水産省告示第千百三十七号	日野地域森林計画
昭和六十一年七月二十一日付農林水産省告示第千百九十九号	鳥取地域森林計画
昭和六十一年八月七日付農林水産省告示第千三百五十五号	倉吉地域森林計画
昭和六十一年八月七日付農林水産省告示第千三百五十六号	八頭地域森林計画
昭和六十一年八月九日付農林水産省告示第千四百四号	鳥取地域森林計画
昭和六十一年八月十四日付農林水産省告示第千四百七十号	米子地域森林計画
昭和六十一年十二月十九日付農林水産省告示第二千二十七号	倉吉地域森林計画
	八頭地域森林計画
	日野地域森林計画
	鳥取地域森林計画
	八頭地域森林計画

条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成十一年五月二十八日

鳥取県知事 片 山 善 博

一 指定施業要件の変更予定に係る保安施設地区の所在場所及び保安施設地区として指定された目的

別表の上欄に掲げる告示で定める指定施業要件中同表の中欄に掲げる字句をそれぞれ同表の下欄に掲げる字句に改めるとおりとする。

二 変更後の指定施業要件

別表の上欄に掲げる告示で定める指定施業要件中同表の中欄に掲げる字句をそれぞれ同表の下欄に掲げる字句に改めるとおりとする。

別表

昭和五十九年四月二十八日付農林水産省告示第八百六十五号	八頭地域森林計画	当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画
昭和五十九年四月二十八日付農林水産省告示第八百七十一号	米子地域森林計画	
昭和五十九年五月十一日付農林水産省告示第千三十九号	米子地域森林計画	
昭和五十九年八月十一日付農林水産省告示第千五百九十四号	倉吉地域森林計画	
	八頭地域森林計画	

鳥取県告示第三百七十二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第三項の規定に基づき、遊業規則の変更の認可をしたので、同条第七項の規定により、次のとおり告示する。

次のように保安施設地区の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十四条において準用する同法第三十三

平成十一年五月二十八日

鳥取県知事 片 山 善 博

したので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成十一年五月二十八日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県知事 片 山 善 博

一 漁業権者の名称及び住所
天神川漁業協同組合

倉吉市大平町一〇三一一一
二 漁業権の免許番号
共同漁業権内共第一二号

三 認可に係る変更の内容
次の表の上欄に掲げる漁法については、同表中欄に掲げる区域において、同表下欄に掲げる期間中は遊漁してはならないこととする。

漁法	区 域	期 間
投網	小鴨川（その支流を含む。）のうち東伯郡関金町大字今西字下向河原地内のえん堤（小鴨川と清水川との合流点より下流に存するもの）から上流の区域	
	清水川（その支流を含む。）のうち清水川と小鴨川との合流点から上流の区域	
	矢送川（その支流を含む。）のうち矢送川と滝川との合流点から上流の区域	一月一日から十二月三十日まで
滝川（その支流を含む。）のうち滝川と矢送川との合流点から上流の区域	六月一日から七月三十一日まで	
余川谷川（その支流を含む。）のうち余川谷川と天神川との合流点から上流の区域		
天神川のうち東伯郡三朝町大字若宮地内の河戸橋から同町大字牧地内の頭首工までの区域		

四 変更後の遊漁規則の施行の日
平成十一年六月一日

鳥取県告示第三百七十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定を

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。
平成十一年五月二十八日

鳥取県知事 片 山 善 博

一 起業者の名称
溝口町

二 事業の種類
溝口町立武道センター建設事業

三 起業地

1 取用の部分 口野郡溝口町大字畠山字畠裡及び小坂上地区
2 使用の部分 な」
四 土地取用法第116条の1の規定による図面の縦観測場所
口野郡溝口町溝口(六四七)
溝口町役場

溝口町役場

校長が推薦する者たちから推薦入学者の選抜を実施することができる。
 なお、推薦入学者選抜に係る募集人員は、各学科又はコースの募集定員の2分の1の範囲内とする。

ア 実施期日

平成12年2月15日(火)

イ 検査内容

- (ア) 面接は、入学志願者全員に対して実施する。

ウ 選拔方法

合格者は、推薦書、調査書の合計評定並びに第3学年の必修教科及び英語(以下「必修教科等」という。)の学習の記録以外の記録、面接、作文及び実技検査の結果等を資料とし、総合的に判定する。

なお、調査書の合計評定は、第3学年の必修教科等の評定の合計によるものとする。この場合、1教科又は2教科の評定を2倍することができるものとする。

エ 選抜結果の通知等

選抜結果は、中学校長を通じて本人に通知する。

なお、平成12年3月15日(木)に、一般入学者選抜の合格者の発表と併せて、その結果を発表する。

(2) 一般入学者選抜

高等学校長は、次に定めるところにより、一般入学者選抜を実施するものとする。

ア 実施期日

平成12年3月8日(水)及び9日(木)(学力検査は、平成12年3月8日(水))

イ 検査内容

(ア) 学力検査は、入学志願者全員に対して次により実施する。

ア 実施教科

国語、社会、数学、理科及び英語の中から、3教科以上を実施するものとする。この場合において、入学志願者に受検教科を選択させる方法によることもできるものとする。

(1) 推薦入学者選抜
高等学校長は、次に定めるところにより、学科又はコースの特性に応じて、中学

b 検査時間等	オ 繰上合格 各教科とも50分間の検査時間とし、国語、数学、社会、英語、理科の順に実施する。
c 配点等	ただし、実施教科が3教科又は4教科の場合には、実施しない教科の検査時間に作文等の他の検査を実施することができる。
(a) 各教科の配点は、50点とする。	実施教科が3教科の場合は、実施教科の得点の合計を1.5倍又は2倍したものと合計得点とする。
(c) 実施教科が4教科の場合は、実施教科の得点の合計又はその得点の合計を1.5倍若しくは2倍としたものを合計得点とする。	(d) 実施教科が5教科の場合は、実施教科の得点の合計を合計得点とする。
(e) 学力検査の合計得点と調査書の合計評定との比率は、6対4から4対6までの範囲内とするものとする。	この場合、1教科又は2教科について、1.5倍又は2倍とする傾斜配点をすることができる。
(イ) 面接は、入学志願者全員に対して実施する。	(f) 学力検査、作文及び実技検査は、学科又はコースの特性により、必要に応じて実施する。
(ウ) 作文及び実技検査は、学科又はコースの特性により、必要に応じて実施する。	ただし、一般入学者選抜の学力検査の結果を再募集入学者選抜に利用することができる。
ウ 選抜方法	ウ 選抜方法 合格者は、調査書の合計評定及び第3学年の必修教科等の学習の記録以外の記録、面接、学力検査、作文及び実技検査の結果等を資料とし、総合的に判断する。なお、調査書の合計評定は、第3学年の必修教科等の評定の合計によるものとする。この場合、1教科又は2教科の評定を2倍することができるものとする。
エ 合格発表	エ 合格発表 平成12年3月30日(木)
4 通信制課程における入学者選抜	4 通信制課程における入学者選抜 通信制課程における入学者選抜については、教育委員会が別に定める。
5 配慮事項	5 配慮事項 (1) 検査に当たつての配慮 身体に障害を有する生徒及び海外帰国生徒については、各検査に当たり、それらの生徒の個々の事情に応じた配慮をするものとする。
エ 合格発表	
平成12年3月15日(木)	

(2) 選抜に当たっての配慮

過年度中学校卒業者、海外帰国生徒及び中学校における長期欠席の生徒について
は、選抜に当たり、それらの生徒の個々の事情に応じた配慮をするものとする。

6 その他

鳥取県立高等学校入学者選抜の詳細については、教育委員会が別に定める。

内水面漁場管理委員会告示

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第11号

漁業法（昭和14年法律第115号）第六十七条第一項及び第百三十条第四項
の規定に基づき、あるの繁殖保護を図るため、その採捕を次のとおり禁止する。

平成11年五月一十八日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 竹 内 勉

平成11年5月28日

鳥取県収用委員会会長 藤 原 和 男

1	起業者の名称 鳥取県	投網	平成十一年六月一日から同年七月一日正午まで
2	事業の種類 県道東伯開金線改築工事（東伯郡開金町大字開金宿地内）及びこれに伴う附帯工事	投網	平成十一年六月一日から同年七月一日正午まで
3	収用及び使用の裁決手続の開始を決定した年月日 平成11年5月10日	曳網（手懸（ハロ））	平成十一年六月一日から同年十月四日まで
4	収用及び使用の裁決手続を決定した土地の所在、地番、地目及び地積並びに土地所 有者及び土地に関する権利を有する関係人	手網（ハラマ）	

採捕を禁止する河川	禁止する漁法	禁止する期間
一千代川水系に係る河川（八頭郡若桜町大字若桜における中国電力株式会社設置のえん堤上流端から上流の区域、八頭郡智頭町大字市瀬における中国電力株式会社設置の新市瀬橋上流端から上流の区域及び八頭郡用瀬町大字古用瀬における梅ヶ瀬橋上流端から上流の区域に限る。）	手網	平成十一年六月一日から同年七月一日正午まで
一千代川水系に係る河川（1に記載する区域を除く。）	手網（ハロ）	平成十一年六月一日から同年十月四日まで

平成11年5月28日 金曜日

島 取 熊 公 群

土地						土地所有者			土地に関する権利を有する関係人
所在	地番	地目		全筆の地積(m ²)	収用の裁決手続きの開始を決定した土地の地積(m ²)	使用の裁決手続きの開始を決定した土地の地積(m ²)	氏名	住所	氏名住所
		土地登記簿上記載のもの	現況	土地登記簿上記載のもの					
東伯郡 関金町 大字関 金宿字 宮ノタ ワ	467	宅地	宅地	1,036. 07	1,036. 15	241.21	8.23	不明。ただし、 進木菊枝 牧田春美 進木裕子 須崎みえ子 又は 進木裕子	東伯郡関金町大字関金宿467 横浜市都筑区牛久保町1710-5 東伯郡関金町大字関金宿467 東伯郡関金町大字関金宿2844 東伯郡関金町大字関金宿467
東伯郡 関金町 大字関 金宿字 宮ノタ ワ	467-	畠	畠	109	109.85	79.11	2.08	不明。ただし、 進木菊枝 牧田春美 進木裕子 須崎みえ子 又は 進木裕子	東伯郡関金町大字関金宿467 横浜市都筑区牛久保町1710-5 東伯郡関金町大字関金宿467 東伯郡関金町大字関金宿2844 東伯郡関金町大字関金宿467
東伯郡 関金町 大字関 金宿字 宮ノタ ワ	468	原野	宅地	139	139.95	26.25	2.44	不明。ただし、 進木菊枝 牧田春美 進木裕子 須崎みえ子 又は 進木裕子	東伯郡関金町大字関金宿467 横浜市都筑区牛久保町1710-5 東伯郡関金町大字関金宿467 東伯郡関金町大字関金宿2844 東伯郡関金町大字関金宿467
東伯郡 関金町 大字関 金宿字 宮ノタ ワ	2859	田	田	635	642.95	506.77	8.23	不明。ただし、 進木菊枝 牧田春美 進木裕子 須崎みえ子 又は 進木裕子	東伯郡関金町大字関金宿467 横浜市都筑区牛久保町1710-5 東伯郡関金町大字関金宿467 東伯郡関金町大字関金宿2844 東伯郡関金町大字関金宿467

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第1項の規定に基づき、次のことおり審理を開始する。

平成11年5月28日

鳥取県収用委員会会長 藤 原 和 男

試験科目

試験時間

ア 砂利の採取に関する法令
イ 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

2時間

1 期日

平成11年6月8日（火）午後2時

2 場所

倉吉市東巣城町2 中部総合事務所新館2階 第6会議室

3 件名

県道東伯関金線改築工事（東伯郡関金町大字関金宿地内）及びこれに伴う附帯工事

3 受験申込手続

次の書類を平成11年5月28日（金）から同年6月25日（金）までの間に住所地を管轄する土木事務所に提出すること。

なお、郵送の場合は、平成11年6月25日（金）までの消印のあるものに限り有効とする。
また、受験願書及び履歴書は、土木事務所に備え付けてある所定の用紙を使用すること。

(1) 受験願書

(2) 履歴書

(3) 写真（手札型とし、出願前6か月以内に撮影した正面と半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの。）

4 受験手数料及び納付方法

(1) 受験手数料 7,600円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定の欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

5 その他

(1) 受験願書を提出した者には、受験票を交付する。

(2) 受験についての詳細は、各土木事務所に問い合わせること。

鳥取県知事 片 山 善 博

1 試験の日時及び場所

(1) 試験の日時 平成11年7月30日（金）午前10時から

(2) 試験の場所 鳥取市東町一丁目220

鳥取県庁 講堂

2 試験科目及び試験時間

鳥取県公報

雑報

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号。以下「法」という。）第9条第4項において準用する法第7条第2項の規定により、次の大種大規模小売店舗に係る届出事項について申出をしようとする者は、その意見を、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9条に定めるところにより、平成11年6月11日までに鳥取県商工労働部経営流通課に提出してください。

平成11年5月28日

鳥取県大規模小売店舗審議会会長 田 中 篠 節

○ 法第9条第3項の届出に係るもの

- 1 届出者の名称
株式会社原憲チェーン本部
- 2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンターホック安倍店
米子市安倍343ほか、
- 3 現在の開店時刻
午後10時
- 4 繰下げ後の閉店時刻
午後12時
- 5 閉店時刻の繰下げを行う年月日
平成11年9月8日